（保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の六　法第二十四条の二第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。）

（受託弁済に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付）

第二十六条の七の三　法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第四項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2　法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第三項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項に定める事項とする。

3　法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第六項各号に掲げる事項（同項第十四号に掲げる事項を除く。）とする。

4　第十一条第四項、第十二条の二第七項及び第九項並びに第十三条第八項及び第十一項の規定は、受託弁済者が法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

（受託弁済に係る求償権等についての書面の交付）

第二十六条の八　［略］

［2～4　略］

5　法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項（第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。）とする。

［6～9　略］

（受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の十一　法第二十四条の三第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。）

（保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の十二　法第二十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

（保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の六　［同上］

［一～三　同上］

四　保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。）

（受託弁済に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付）

第二十六条の七の三　法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

2　法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第三項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第四項に定める事項とする。

3　法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第十四号に掲げる事項を除く。）とする。

4　第十一条第四項、第十二条の二第六項及び第八項並びに第十三条第八項及び第十一項の規定は、受託弁済者が法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準用する。

（受託弁済に係る求償権等についての書面の交付）

第二十六条の八　［同上］

［2～4　同上］

5　法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項（第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。）とする。

［6～9　同上］

（受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の十一　［同上］

［一～三　同上］

四　保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。）

（保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の十二　［同上］

［一～三　同上］